

産後ケアで出来ること(法案イメージ)

事業目的

- 出産後の母子に対して心身のケアや育児のサポート等を行い、産後も安心して子育てができる支援体制を確保するもの。

実施主体等

- 市区町村 (本事業の趣旨を理解し、適切な実施ができる団体等に事業の全部又は一部の委託が可能)

事業概要

○ 事業内容

助産師、保健師又は看護師等が、出産後1年以内の女子・乳児への保健指導、授乳指導、療養に伴う世話、心理的ケアやカウンセリング、育児に関する指導や育児サポート等を実施。

○ 実施方法・実施場所等

- ①短期入所型(ショートステイ型)・・・産後ケアセンター(医療機関や助産所の空きベッド又は厚生労働省令で定める施設)に数日間入所し、心身のケア等を実施



医療機関
助産所

- ②通所型(デイサービス型)・・・産後ケアセンター等において、日中、来所した利用者を実施

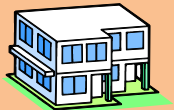
(個別ケア)

- ・育児相談
- ・カウンセリング 等

(集団ケア)

- ・母親同士の交流
- ・育児サポート教室 等

- ③居宅訪問型(アウトリーチ型)・・・利用者の自宅において、助産師等が訪問し実施



厚生労働省令
で定める施設



助産師が訪問



自宅

- ・乳房マッサージ
- ・授乳指導 等



※①～③のうち一部の実施も可能

